

令和 5 年
第 2 回 土 岐 市 議 会 臨 時 会 議 案

令和 5 年 5 月 8 日

令和5年第2回土岐市議会臨時会議事日程

令和5年5月8日（月曜日）午前9時開議

日程第1	仮議席の指定について	
日程第2	議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第3	議席の指定について	
日程第4	会議録署名議員の指名について	
日程第5	会期の決定について	
日程第6	副議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第7	常任委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第8	議会運営委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第9	東濃西部広域行政事務組合議会議員の選任について・・・・・・・・	5
日程第10	東濃中部病院事務組合議会議員の選挙について・・・・・・・・	6
日程第11	議第24号 土岐市監査委員の選任同意について・・・・・・・・	別紙
日程第12	議第25号 土岐市副市長の選任同意について・・・・・・・・	7
日程第13	議第26号 土地の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第14	議第27号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	9
	専第4号 土岐市税条例の一部を改正する条例について	
日程第15	議第28号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	15
	専第5号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について	
日程第16	議第29号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	18
	専第6号 土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第17	議第30号 専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・	別冊
	専第7号 令和4年度土岐市一般会計補正予算（第12号）	
日程第18	岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について・・・・・・・・	21

日程第 2

議長の選挙について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定により、土岐市議会議長の選挙を行う。

令和 5 年 5 月 8 日

選挙の結果

住所	氏名	生年月日

日程第 6

副議長の選挙について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定により、土岐市議会副議長の選挙を行う。

令和 5 年 5 月 8 日

選挙の結果

住所	氏名	生年月日

日程第 7

常任委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 31 年土岐市条例第 24 号）第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会常任委員を次のとおり選任する。

令和 5 年 5 月 8 日

別 紙

日程第 8

議会運営委員の選任について

土岐市議会委員会条例（昭和 3 1 年土岐市条例第 2 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、土岐市議会運営委員を次のとおり選任する。

令和 5 年 5 月 8 日

別 紙

日程第 9

東濃西部広域行政事務組合議会議員の選任について

東濃西部広域行政事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、東濃西部広域行政事務組合議会議員を選任する。

令和 5 年 5 月 8 日

住所	氏名	生年月日

日程第 10

東濃中部病院事務組合議会議員の選挙について

東濃中部病院事務組合同規約第6条第1項の規定により、東濃中部病院事務組合同議会議員の選挙を行う。

令和5年5月8日

選挙の結果

住所	氏名	生年月日

議第 25 号

土岐市副市長の選任同意について

次の者を副市長として選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	鷺見 直人	

議第26号

土地の処分について

市は、次のとおり土地を売却するものとする。

令和5年5月8日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 土地の表示 | 土岐市泉町久尻字丸石1459番110
地目 山林
面積 5,306.31平方メートル |
| 2 | 売却金額 | 58,369,400円 |
| 3 | 相手方 | 岐阜県土岐市肥田町浅野1108番地の83
東濃重機株式会社
代表取締役 那須 政行 |

議第 2 7 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 専第 4 号 土岐市税条例の一部を改正する条例について

専第4号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日専決

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市条例第10号

土岐市税条例の一部を改正する条例

土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第49条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第51条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第99条第1項及び第5項並びに第102条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 1 5 条の 2 を削り、附則第 1 5 条の 2 の 2 を附則第 1 5 条の 2 とする。

附則第 1 5 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 1 6 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3, 9 0 0 円」とあるのは「2, 0 0 0 円」と、同号ア（ウ）a 中「6, 9 0 0 円」とあるのは「3, 5 0 0 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 3 0 条第 8 項」を「附則第 3 0 条第 4 項」に改め、「、当該

ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２５条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の土岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得を

した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の土岐市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 28 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 専第 5 号 土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

専第5号

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例について

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日専決

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市条例第 11 号

土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例

土岐市都市計画税条例（昭和 32 年土岐市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 12 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 32 項から第 34 項まで、第 36 項若しくは第 40 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 31 項から第 33 項まで、第 35 項、第 39 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の土岐市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 項の規定の適用については、同項中「、第 39 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 39 項」とする。

議第 29 号

専決処分の報告及び承認について

次の事件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

- 1 専第 6 号 土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

専第 6 号

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。このことについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日専決

土岐市長 加 藤 淳 司

土岐市条例第 12 号

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

土岐市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年土岐市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 18

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 5 第 1 項並びに岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項及び同条第 2 項第 2 号の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。

令和 5 年 5 月 8 日

選挙の結果

住所	氏名	生年月日

議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	案 件
総務産業建水委員会	議第26号	土地の処分について